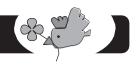
### 高額療養費制度のご案内 70歳未満の方





長期入院や治療により、**ひと月あたりの医療費が高額になった場合**、窓口での**お支払いが自己負担額までで済む**(事前申請)、または**自己負担額を超えた部分が払い戻される**(事後申請)制度です。

特徴・

- **一ヶ月ごと (1日~末日まで)で計算** ※月をまたがると別計算 (累積) になります
- **ひとつの病院や診療所ごとに計算** ※ひとつの病院でも入院と外来は別計算(累積)です
- 月の途中で申請しても、1日までさかのぼって適応されます
- **医療費のみの適応** ※入院中の食事代・個室料・おむつ代・先進医療費など 健 康保険適用外のものは含まれません

# 自己負担限度額について

	● 70歳未満の方		
	所得区分	自己負担限度額(ひと月あたり)「	<b>多数回該当</b> ※ <sup>2</sup>
7	年収約1,160万円~の方 社保:標準報酬月額83万円以上の方 国保:年間所得※1901万円超の方	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円
4	年収約770万円~約1,160万円の方 社保:標準報酬月額53万円以上79万円未満の方 国保:年間所得600万円超901万円以下の方	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円
9	年収約370万円〜約770万円の方 社保:標準報酬月額28万円以上50万円未満の方 国 保:年間所得210万円超600万円以下の方	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	<b>44,400</b> 円
$\bigcirc$	年収~約370万円の方 社保:標準報酬月額26万円未満の方 国 保:年間所得210万円以下の方	57,600円	44,400円
<b>(4)</b>	住民税非課税の方	35,400円	24,600円

- ※1 ここでいう「年間所得」とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等
  の合計額から基礎控除(33万円)を除いた額(ただし、雑損失の繰越控除は除かない)を指します。
  (いわゆる「旧ただし書所得」)
- ※2 高額療養費を申請される月以前の直近12か月の間に、高額療養費の支給を受けた月が3ヶ月以上ある場合は、 4ヶ月目から「多数回該当」という扱いになり、自己負担限度額が軽減されます。



#### 【A. 事前の申請 (入院中の申請も含む) 【B. 事後の申請

┃が可能です。

加入されている**各保険者の窓口** (→下記参照) **へ申請**してください。

#### A. 事前の申請(入院中の申請も含む) |

#### ※ご家族でも申請可能です

- ●入院(長期治療開始)前に、加入されている保険者へ限度額適用認定証交付申請を していただくと、「限度額適用認定証」が交付されます。
- ●入院当日、保険証と限度額適用認定証を当院の総合受付でご提示ください。 退院時、**窓口でのお支払いが一定の自己負担額**(→表面参照)までになります。
- ●急な入院など、事前申請できなかった場合でも、入院中の申請が可能です。 認定証が届き次第、当院窓口にご提示ください。
  - ※申請されたら、当院の窓口に「認定証交付の申請中」である旨を必ずお申し出ください。 ※必ず、入院した月内に申請してください。入院当月を過ぎると、退院時に医療費を全額お支払い いただいたあと、下記 [B. 事後の申請 | の手続きをお願いすることになります。



保険者の窓口にご持参いただくもの

- □保険証 □本人の印鑑 □申請書(各保険者からお取り寄せください)
  - ※ご家族が申請される場合には身分証明書

#### B. 事後の申請

- ●退院(長期治療完了)時、当院の窓口にて**医療費を全額お支払い**いただいたあと、 加入されている保険者へ払い戻しの申請・請求を行ってください。
- ●申請から約3ヶ月後、支払い済みの医療費と自己負担限度額(→表面参照)との差額 が、申請した**口座に振り込まれます**。
- ●診療を受けた月の翌月1日から**2年以内は申請が適用**されます。

保険者の窓口にご持参いただくもの

□保険証 □本人の印鑑 □医療費の領収書 □振込□座のわかるもの

※ご家族が申請される場合には身分証明書

## 申請の窓回・所得区分のお問い合わせ先

●国民健康保険 ••••・・・・・・お住まいの各市町村役場

●後期高齢者受給者・・・・・・お住まいの各市町村役場

●全国健康保険協会 ・・・・・・協会の各都道府県支部 岡山県支部 TEL: 086-803-5780

●組合・共済組合・・・・・・・・ 各組合の担当部署

管轄の保険者は、保険証に記載されています。 ご不明な場合は、勤務先の担当部署にお問い合わせください。

